

梶原みどりの家 入所までの流れ・手続き

1. 施設利用申込書が必要です

施設の入所利用にあたり、「施設利用申込書」の提出（郵送可）が必要です。

様式についてはホームページ (<http://www.karusutokai.or.jp> → 事業所のページ) でダウンロードすることができます。また、施設にご連絡の上送付対応もできます。

電話番号：0889-65-0287（月～土曜日の8時～17時まで）

2. 申込書の内容を確認後、入所待機者名簿に登録します

記載内容等について確認する場合がありますので、申込者欄の連絡先は確実に連絡をとることができるご本人またはご家族等の連絡先をお書きください。

申込書の提出があったについて市町村（担当課）に連絡します。また、記載内容等について担当者に確認する場合があります。



※連絡待ち（施設入所利用調整の為の順番が来た場合、施設より連絡を致します。）



3. 面接日について調整します（施設見学の希望も確認します）

施設見学については、事前に施設を見ておきたいなど希望により対応致します。

面接期日については、当方の担当者より連絡の上調整致します。日程については、当方より直接伺う場合又は施設見学時に行う場合も調整できます。面接にはご本人及びご家族と担当ケアワーカー等又は市町村担当者の出席を求める場合があります。

4. 入所可能かどうかについて決定します

施設（入所調整会議）において、面接・関係資料・情報等により、施設入所利用の可否について判断致します。

尚、特に重度な医療ケア（呼吸器管理など）の状況、経済・生活・行動障害の状況、ご家族等支援の状況や、ご本人・ご家族等の入所利用する上での希望・要望により対応できない場合など、入所についてお断りする場合があります。

5. 入所利用の施設決定について、ご連絡（ご本人又はご家族・市町村）をします

入所利用決定の場合は、この連絡と入所利用の意志について再度を確認させていただいた上で、入所日について調整をします。尚、入所利用できない決定の場合も連絡を致します。

6. 施設入所（サービス利用開始）

「入所のしおり」を参照に、施設に入所する前に必要な手続き等を済ませていただきます。

尚、入所に係る送迎対応はしておりません。

施設入所手続きに関しては、施設及びご本人との「利用契約」の締結が必要となります。この手続きは入所時に当方の担当者による説明の上行います。

□施設に関する詳しい情報は、ホームページのインフォメーションをご利用下さい。

お問い合わせ

障害者支援施設 梶原みどりの家

〒785-0644

高知県高岡郡梶原町広野 644 番地

生活支援係 TEL (0889-65-0287)